

【体育施設の使用申請方法について】

団体（大会・催物を含む）で体育施設を使用する際は、使用承認申請書の提出が必要となります。

申請書の提出が必要な施設と申請方法については以下のとおりとなっております。

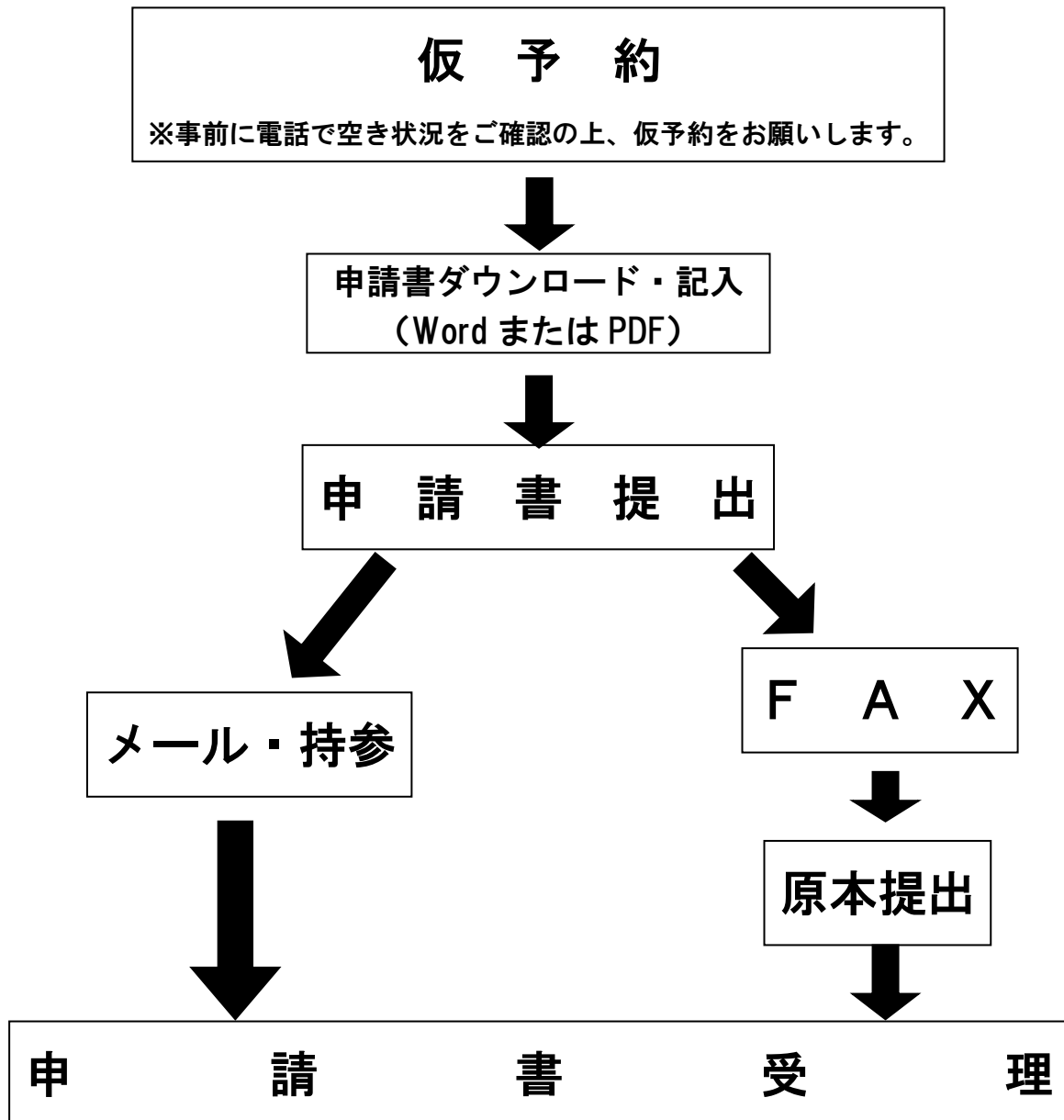
《使用承認申請書の提出が必要な施設》

施設名	施設管理者（申請書提出先）
<ul style="list-style-type: none">・ 稚内市総合体育館・ 稚内市体育館・ 稚内市緑体育館・ 稚内市富士見球技場・ 稚内市緑・宝来テニスコート	一般財団法人 稚内市スポーツ協会 E-Mail : taikyo@wakkanai-sports.or.jp FAX : 0162-28-1112
<ul style="list-style-type: none">・ 稚内市大沼球場・ 稚内市大沼第2球場・ 稚内市営球場・ 稚内市若葉球場・ 稚内市ソフトボール場・ 稚内市若葉球技場	株式会社 稚内振興公社 E-Mail : info@w-shinko.co.jp FAX : 0162-73-1756
<ul style="list-style-type: none">・ 稚内市温水プール水夢館	株式会社 北海道中央研究所 E-Mail : info@suimukan.net FAX : 0162-23-8787
<ul style="list-style-type: none">・ 稚内市みどりスポーツパーク	稚内カーリング協会 E-mail : info.wmsp@gmamil.com FAX:0162-73-4126

※ 上記に記載されていない体育施設につきましては、団体使用の際の使用承認申請書の提出の必要はありませんが、必ず事前に使用する体育施設へ連絡していただきますようお願いいたします。

申請書提出の流れについては、次のページをご覧ください。

《使用承認申請書提出の流れ》



※メールを送信する際は、件名に必ず「体育施設使用承認申請書」と記載してください。(前ページのリンクをクリックしていただきますと、自動的に件名が入力されたメール入力画面が開きます。)

※ F A Xでの提出につきましては、文字が読み取りにくくなる恐れがあるため仮提出とみなし、後日原本を提出していただきます。

また、申請書をスキャナで読み取って画像等としてメールに添付して提出した場合につきましても、同様に文字が読み取りにくくなる恐れがある

ため、F A Xでの提出と同様の取扱いとさせていただきます。

※ 使用承認申請書以外の申請書（後納・減免・還付各申請書）については、押印が必要なためメール・F A Xでの受付はいたしておりません。直接持参しての提出をお願いいたします。